

入札監理小委員会  
第379回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第379回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年9月18日（金）14:18～15:25

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○文部科学省内ネットワークの運用管理業務（文部科学省）

2. 実施要項（案）の審議

○東京国際空港警備業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、早津専門委員、大山専門委員

（文部科学省）

大臣官房政策課情報システム企画室 溝口室長、西島専門官、木村係長、土屋係長、穂積係員

（国土交通省）

航空局空港安全・保安対策課 酒井課長、山口企画官、中嶋係長、手塚係長

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第379回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、文部科学省の省内ネットワークシステムの運用管理業務の事業評価（案）、もう一つは、国土交通省の東京国際空港警備業務の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、文部科学省の省内ネットワークシステムの運用管理業務の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、文部科学省大臣官房政策課情報システム企画室溝口室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○溝口室長 それでは、私から運用管理業務の実施状況について御説明をさせていただきます。

資料1をご覧くださいと思います。

「1. 事業の概要」といたしまして、まず業務の内容ですが、これは文部科学省と文化庁の職員が利用しておりますパソコン、ファイルサーバ、メール、ネットワーク機器で構成されるものを行政情報システムと呼んでおります。本事業はそれらを管理する業務でございます。1 ページ目の「（1）業務内容」として①～⑦と記載させていただいております。内容としましては、運用管理手順書等の作成であるとか改訂、機器等やデータの管理、職員等からの操作等に関する問い合わせ管理等を行っております。

「（2）契約期間」としましては、平成25年1月4日からの4年間でございます。

「（3）受託事業者」は、新日鉄住金ソリューションズ株式会社となっております。

1 枚めくっていただきまして「2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価」でございますけれども、SLAとして本事業では4つの評価事項を設けております。

1つ目は、運用管理業務の回答率ということで、職員等からの問い合わせに対する回答率を測定することとしております。

あと、障害連絡時間ということで、インシデントがあったときに、15分以内に切り分けを行うこと、障害を認知したときに、15分以内に保守要員等に指示・支援を仰ぐということの指標でございます。

3つ目としましては、作業遅延の件数ということで、ウイルス対策であるとか、セキュリティパッチの適用から、いろいろなインストール等の業務があるわけですが、それを当省が指定する期日までに作業が完了するというのが3つ目の測定指標でございます。

4つ目の測定指標としまして、3ページの上をご覧くださいなのですが、ユーザーの利用満足度調査ということで、ユーザーである職員等にアンケートをとって、一定のスコアを維持するというところでございます。

この内容につきましては、大分めくっていただきまして、6ページをご覧くださいと思います。平成25年度と平成26年度にそれぞれアンケート調査を実施しておりまして、2. のところに全体の平均点ということで記載しております。

平成26年度のスコアが下がっておりますが、これは私どもの推測でしかないのですが、

若干、この平成26年度のアンケートの実施の前に、昨今のセキュリティ情勢を踏まえ、ウェブのフィルタリングの仕組みであるとか、その他諸々のセキュリティの強化を実施いたしました。そうしたことで、職員からは若干使いにくいといったところで不満があり少し下がっているのではないかと考えているところでございます。

それでは、もう一度3ページへ戻っていただきまして、4つの評価事項につきましてはそれぞれSLAを達成しているということで、サービスの質は確保されているのではないかと考えているところであります。

それから「3. 実施経費の状況及び評価」でございます。

この経費につきましては(1)に記載しておりますが、約4年間で1億3,100万円強というところでございます。

経費削減効果としましては(2)に記載しておりますが、約1,100万円強の削減効果ということで、平成24年度の実施前から見ると31.8%の削減率ということでございます。

ここで補足をさせていただきますが、平成24年度の3,600万円の数字につきましては、平成24年度は9ヶ月と3ヶ月で分かれます。平成24年度の九ヶ月というものは旧システムでの運用の業務に係る部分でありまして、この旧システムでは「運用」と「保守」をまとめて調達しておりましたが、その中の金額から「運用」の部分だけを取り出した数字が3,600万円強ということでありまして、平成25年度については、1月から9月までの9ヶ月間ということで、48分の9という数字を出しているところでございます。

「(3) 評価」としましては、先ほど申し上げましたが、本事業を実施する前と比較しまして1,100万円強の経費を削減できたということで、旧システムでは「運用」と「保守」を一緒にしていたわけですが、それを分離したということで、一定の効果が出たのではないかと考えています。しかしながら、一方で結果的に1者応札となっております、この点については改善の余地があると私どもも考えております。

それから「4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」ということで、次のページをめくっていただきまして、4ページの(1)から(3)まで、運用していく中で日々、運用要員からいろいろな提案をいただいて、随時改善しているところであります。

特に(1)につきましては利便性の向上ということで、貸し出しには一定の手続を踏んで貸しているところでございますけれども、職員の不在時でも迅速な対応ができるとか、突発的な事情で急に貸してほしいということもございますので、そういったときにも対応できるように予備のパソコン等を十分用意して迅速に対応していったということで、こういったところは利用者からの満足度にもつながっているのではないかと考えております。

あと、セキュリティについてもバージョンアップを常にやっているわけですがけれども、職員から依頼を待たずとも事業者から情報を収集して提案をしておりますし、適用状況についても消し込みをずっとやっております、速やかに適用されるという状況をつくっております。

それから、業務フローにつきましても、やはり日々やっていきますといろいろと改善し

たほうが良いということもありまして、事業者から積極的な提案を行って実施に移しているところがございます。

「5. 全体的な評価」としまして、4ページ、5ページに記載しております。

先ほど、3. のところで申しましたSLAについては一定のレベルに達しているということ、サービスの質については確保されているのではないかと私どもは思っております。

しかしながら、5ページにも記載しておりますけれども、入札説明会への参加者は6者ございました。結果的には1者応札となっているところは改善の余地があるというふうに認識しております。

なぜ1者応札になったかというところで、入札説明会に参加した事業者2者にヒアリングをいたしました。その結果、3つほど回答や意見をいただいております。

1つ目として、同時期に他の案件を落札したということで、要員が確保できないということ。

2つ目として、資料を閲覧しているわけなのですけれども、資料閲覧の時点で、これは別に、先ほど申しましたサーバやパソコンの調達、それから、構築業務が並行して動いていたわけですが、その時点でシステム構成が具体的に示せなかったということで、事業者から見るとリスクは高いということで、応札を断念したという意見。

あと、本事業については、開札から業務開始までの期間が非常に短かったということで、十分対応できなかったという意見をいただいているところがございます。

それに関しまして、①の他の案件が落札できたということで要員の確保ができなかったということにつきましては、応札者側の判断のため、当省としてはどうしようもないところがございますけれども、②の閲覧時点で十分な情報開示ができていなかったということにつきましては、これは調達のスケジュールを早めることで、資料閲覧に際して、より具体的な機器の情報などを提供することによって業務の内容が明確になるということで対応可能ではないかと思っております。

それから、③の本事業の落札から業務開始までの期間が短いということも、先ほどのものに合わせまして、調達スケジュールを見直すということで十分な引き継ぎ期間を確保するというところで対応できるのではないかと考えているところがございます。

最後の「6. 今後の事業」につきましては、「保守」と「運用」を分離して調達するということは一定の成果はあったということで、適切であったと考えておりますけれども、1者応札というものは解決しないといけない問題であると認識しておりまして、先ほど申しました、ヒアリングをしたことから導き出された2つの意見なりを踏まえまして、サーバやパソコン等の構築スケジュールを早めるということで、1ヶ月ぐらいは早められるのではないかと、今、考えているところがございます。

それに伴いまして、本管理業務の調達スケジュールも前回よりも早めるということで、十分な引き継ぎ期間を設けるということで、前回は3ヶ月ぐらいただったわけですがけれども、プラス1ヶ月ぐらいを何とかできないかということで、今、検討しておりまして、そうい

った措置を設けることで複数の事業者が参入できる機会をつくって、競争性のある調達を確保していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Aに基づきまして、評価（案）の御説明をいたします。

まず「I 事業の概要等」につきましては、先ほど文部科学省様から説明がございましたので、割愛させていただきます。

2ページ目に参りまして「II 評価」でございます。

2の「（1）対象公共サービスの質の確保について」につきましては、3ページに表を記載しておりますが、こちらのいずれの指標につきましても対象公共サービスの質は確保されております。

続きまして、3ページの下「（2）民間事業者からの改善提案による実施事項」でございますが、4ページ目のところにア、イ、ウと記載しております。こちらについては、先ほど文部科学省様の説明のとおりでございますので、割愛させていただきます。

「3 実施経費についての評価」についてでございます。今回、運用管理業務部分の経費9カ月分ということで比較を行っております。従来経費が3,600万円、実施経費が2,400万円で、こちらを差額、削減額が11,518,000円、削減率が31.8%となっております、削減効果が出ております。

5ページ目に参りまして「4 評価のまとめ」でございますが、本事業において確保されるべき公共サービスの質は達成されておりますので、良好に事業が実施されていると評価できます。

また、民間事業者からも提案がなされておきまして、利便性の向上、セキュリティの強化、そして運用の効率化。こちらも図られるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できると考えております。

実施経費につきましては、9カ月間で11,518,000円、約31.8%の削減効果がございました。

しかしながら、今回の入札における競争状況につきましては、入札説明会に6者が参加したものの1者応札となっておりまして、次回入札におきましては、民間事業者の新規参入促進に向けた改善策を講じることが必要と考えております。

最後に「5 今後の方針」でございます。本事業の実施状況は良好ではございますが、1者応札となっておりますので、下のところに書いてございますが（1）本事業とは別に契約します、このシステム本体の設計・構築業務の調達スケジュールを早めることで、具体的な情報の提供を行うこと。そして（2）としまして、本業務の調達スケジュールを早めることで、十分な引き継ぎ期間を設けること。このような競争性の改善策を講じつつ、

市場化テストを継続して実施することが適当であると考えられるとしております。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがですか。

どうぞ。

○大山専門委員 遅れて来まして申しわけございませんでした。

御説明ありがとうございます。今日の評価（案）にあるとおり、要は競争性の確保が次回できるか。そのほかはほぼ及第点といいますか、いい状況になっているのだろうと思います。

その観点から見たときに、先ほど1カ月間延ばすというお話、時間が足らなかったというふうに捉えてそういうことだろうと思うのですけれども、聞き間違えがあるといけないので再確認しますが、従来は3カ月だったのですか。

○溝口室長 はい。本業務につきましては、開札から履行までの間が3ヶ月でございます。

○大山専門委員 それを1カ月延ばすと有効に機能するとかうまくいくかどうかというのは、ちょっと私にはそこがすうっとつながってなくて、まず大前提として、文科省さんにも当然、CIO補佐官がいると思うのですけれども、補佐官の方の御意見はお聞きになられていると思いますが、特段の機種、使っている装置、あるいは構成。もちろんソフトウェアを含めて、それから、やっている業務について、特殊性あるいは難しさなどの、他が入りにくいということに関する評価は何かいただいているのでしょうか。というのは、そこまで細かく我々はわからないので、ちょっとお聞きしたかったのです。

○溝口室長 現時点で次のシステムの要件を検討しているところでございますけれども、当然、現行の評価なりを補佐官にもアドバイスをいただいておりますが、直接、今、先生がおっしゃったような形の聞き方はしておりませんけれども、特段、当省の使っているシステムなり機器が特定の事業者だけでないと運用できないなどの意見は出ていないところでございます。

○大山専門委員 ありがとうございます。

わかるのですけれども、書いてある、そちらからの御報告いただいている内容には、ヒアリングをしたらこういう意見であった。全くそのとおりなのですけれども、それでない、出てきていない意見はあるのか、あるいは問題があるのかというものを、先ほどのやらなければいけない目的から見ると、ここに書いていないから、あるいは出てこなかったからないというわけではないですね。きっと隠れているものがまだあるのかもしれない。その観点から見て潰しにかかろうとすると、すなわち新規に入ろうとするとところが一番不安に思うところは何で、それに対してどうなのだというのは、やはり対応表がちゃんとないといけないと思うのです。

その意味で、今、申し上げましたように、少なくとも補佐官の方には、新規が入るのを

ためらうような、あるいは潜在的なリスクとして彼らが見るようなものがまずあるのかというは内部でみずから御判断いただく必要があって、それはまさしく、この次の、今回の評価の次に皆さん方が達成すべき目標をうまくクリアするために申し上げているわけなのですけれども、その辺のところをお考えいただく必要があるのではないかなと思ったものですから、こんな質問をしました。

それで、まだここには本当の答えが出ていないのではないかという気がするのですけれども、出ていないとすると、1カ月延ばすことでソリューションにはなっていないかもしれないという危惧を持ったものですから、その辺、どうお考えかというのがもしあればお聞きしたいと思います。

○溝口室長 要件を定めるに当たっては、従来から公平性とか、特定の機種を最初から狙い撃ちをしないということで、このシステムというものはあくまでも職員へのサービスをするツールでございますので、どこそこの社のどの製品でないといけないということは多分ないと私どもは思っております、何ができるか、どういうサービスができるかという観点でまずはアプローチしております、その中から要件が出てくるということであると認識しております。

そういうことで、最初から特定の事業者しか扱えないような製品というものは、私どもは全く意識しておりませんので、補佐官にもその辺は十分御意見を伺いながら構築業務もそうですけれども、運用についても複数者が参入できるような製品選び、それから、運用の仕方というものは補佐官の御意見を踏まえながらやっていきたいと考えております。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○早津専門委員 済みません。基本的なところで教えてほしいのですが、先ほどのヒアリングのところで「②『資料閲覧時点ではシステムの構成が具体的に示されておらず、リスクが高いので断念した』」というところで、システムの構成のところサーバやパソコンの調達という御説明があったかと思うのですけれども、これは毎回変わるものなのですか。

○溝口室長 はい。機器構成はやはり変わってまいります。

それから当然、機器構成が変わるということで、その管理の仕方、運用の仕方というものも変わってまいりますので、そういう意味で必ずそのシステムができ上がったときにはドキュメントという形で、ファイルにしたら数がかなりのドッジファイルになるのですけれども、それを運用してくださいということで、今回、応札事業者さんにはそれを見せる。守秘義務契約を交わして、閲覧をしていただくということになっております、調達するごとに構成は変わってきていると御理解いただければと思います。

○早津専門委員 わかりました。ありがとうございます。

そうすると今回は、このシステムの構成が具体的に示されるということになるのですか。

○溝口室長 はい。先ほども申しましたが、1ヶ月間をもう少し何とかしたいと思っておりますけれども、構築を早めることによりまして、設計書であるとか、そういったドク

ュメント類が整備できるのが早くなりますので、それを今度はこの事業に手を挙げようという関心を持っている事業者にもそれを見せるということで、ここで書いております、5ページに出てきております「システムの構成が具体的に示されておらず」というところを解決するために、そうしたドキュメントを全部見せるということで、何をどこまでやればいいのかというのがわかるようにしていきたいと考えているところであります。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 では、どうぞ。

○井熊副主査 これは、現状のシステムの開発をした事業者はどこの事業者さんですか。

○溝口室長 新日鉄住金ソリューションズ株式会社で、この事業と同じ事業者でございます。

○井熊副主査 それで、先ほども大山先生からも御指摘がありましたけれども、この3つの理由が少なくとも軽重は同じではない。

6者が説明会に来たわけですね。民間事業者が説明会に1人来れば半日潰れて、その人の人件費がかかるわけですから、何の可能性もなく説明会には来ないわけです。そのうち、6者の中で他の案件を落札したからとれませんでしたという人はそんなにいるとは思えない。

あとは、これはシステムの構築とか、そういったところみたいに、これは見積もりをとらなくてはいけない類いの入札ではないのですよ。ですから、そんなに応札にも時間のかからないタイプの入札だと思うのです。そういった意味では、3カ月というのは私はむしろ十分かなと思ってまして、それが長くすることによってどれだけ効果があるのか。

とすると、この2番が一番大きな原因で、この2番をもっと拡大解釈しておくべきではないかなと思うのです。要するに6者のうち、これは新日鉄住金ソリューションズではないとできないとか、あるいはリスクがあるなというような感じさせる何かがあるのだと思うのです。それを解明していくことが一番大きなことだと思うのです。

例えば、これは機器の管理とありますね。この機器の管理という言葉の中で、保守業務を分離していて、この保守業務が分離されていることがちゃんと担保されているということがどこまで仕様書と契約書に明記されているのかとか、あるいはいろいろな情報開示とかがきちんとされているのかとか、そういうような、せつかく業務前を縮めたのだから、そのリスクがちゃんと限定されているということ。

それから、これだけのものだったら、普通は技術的な情報もそんなには要らないのではないかなと思うのですけれども、そういう過剰なリスクを感じさせる、あるいはこれだけあればいいのだと安心感を与えるような工夫をもう少しされていたほうがいいのではないかなと思います。

○石堂主査 どうぞ。

○溝口室長 先生がおっしゃるとおり、もう少し情報開示なり、事業者から見たときにそのリスクが高いと思われぬような工夫はしていきたいと思っております。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

どうぞ。

○若林専門委員 同じところで、やはりいろいろ工夫されている感じは受けるのですけれども、契約状況とか入札状況とかが余り変わらないというのを拝見すると、先ほど2者からヒアリングはされているのですが、例えば入札説明書の受領者まで含めて、もう少しヒアリングの対象を含めて、何でこの書面を見て、関心はあったけれども、なぜ入札に参加しなかったか等のヒアリングをされてもいいのかなと感じました。

以上です。

○溝口室長 御意見を受けまして、今後進めていきたいと思っています。

○石堂主査 私も、引き継ぎ期間の延長の話があるときに、単に期間の問題ではなくて、最近の傾向としては、発注者がきちんとした引き継ぎが行われるということを担保するというのですか。ちゃんと見ていますということできちんと書き込むというのがあるのです。ですから、そういうところが、もしかしたら既に書かれているのかもしれないけれども、やはり一つあるのではないかなという感じがいたします。

今、委員のほうから幾つもありましたように、1者応札をどう克服するかというのは非常にたくさんの箇所が悩んでいて、いろいろな案件でこうやって、ああやってというジレンマはありますので、その辺、よく勉強されて、どこに本当の問題があるのかをえぐり出して対応していただければありがたいと思います。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（文部科学省退室、国土交通省入室）

○石堂主査 続いて、国土交通省の東京国際空港警備業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省航空局空港安全・保安対策課酒井課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○酒井課長 空港安全・保安対策課の酒井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきますが、最初に私のほうから冒頭、このカラーのA4判横の資料で概要を説明させていただきます。その後、担当のほうから実施要項について説明をさせていただきますと思います。

この業務の概要について説明させていただきますけれども、この羽田空港の立入制限された陸上部の制限区域の警備業務ということになるわけですが、昨年、東京国際空港の海

上制限区域警備業務というものを説明させていただきましたが、船で海上制限区域の警備をさせていただく業務ですが、その陸上版ということになり、この2つで羽田空港の警備業務が実施されるということでございます。

そして、一般的なお話でございますけれども、空港というものは当然ながらハイジャックあるいはテロに対しまして旅客であるとか乗務員の安全を確保するために、国際民間航空条約に基づきまして、警備などの航空保安対策が求められているという状況でございます。このため、実際にはどのような警備業務をやっているか。例えば今回の場合で言えば、どういう地点をどういう頻度で巡回警備をやっているかという警備情報。そういったものは極めて重要な情報になりますので、受注者に対しましては、その情報を慎重に取り扱っていただくことが前提になるということで、しっかり認識してもらう必要があるということになります。

具体的な中身でございますけれども、このカラーのシートにあります「1. 警備業務の目的」のところを書かせていただいておりますが、ここには「航空機の安全運航を阻害する」というふうに書いてありますが、航空機だけではなくて空港の重要な施設、例えば滑走路であるとか、あるいは誘導路。そういったものに対しても、不安全な行為がなされることは非常に困りますので、そういった制限区域での警備業務をしっかりやっていただくことが1つ。

それから、空港の実際の運用、飛行機を飛ばすためのいろいろなシステムが庁舎にありますので、管制塔が比較的イメージしやすいかと思いますが、そういった庁舎の治安維持を図るための警備ということで、大きく2つの警備がございます。

実際にその警備の内容でございますけれども、制限区域内での警備といたしましては、「②警備システム監視」というものは制限区域内にありますセンサー、あるいはカメラ。そういったものによって得られる情報をしっかり監視しながら不法侵入を防ぐという監視業務。

それから「③巡回警備」。これは設定した経路に従って車両で巡回警備するのですが、制限柵が壊されていないかとか、あるいは制限フェンスのそばに変なもの置かれて、入りやすいようなものが置かれていないかとか、そういったことをしっかり見るということになります。

「④SRA立入検査」というものは国際線に限ったエリアについてですが、そこに立ち入る車であるとか人に対して、保安検査といたしまして、実際に車の中に変なものを入れていないかとか、人が変なものを持ち込んでいないかということを実際に検査する行為です。

「⑤立哨警備」で、これは国際線に限らず、国内線全ての制限区域に出入りする車・人。これは事前に登録していただいているわけですが、そういった人の出入り管理。あるいはその他、立哨警備する場所の付近の周辺警戒監視というものをやらせていただいております。

庁舎につきましては、一般的に庁舎の入場者の監視であったり、その周辺の監視という

ことになります。

それら全体を統括するのが①という業務になり、あわせて事案が発生した場合の適切な指示。そういったことの指揮をとっていただく業務が①になるということでございます。

この業務につきましても、従来から一般競争入札でやっているわけですが、その入札条件につきましても主なものだけを紹介させていただきますと、国土交通省の競争参加資格の役務の業務に格付された業者であるということ。それから、施設警備業務の請負実績があることというぐらいで、あとは一般的なことしか設定されていないという状況でございます。

ただ、こういった入札条件で過去からやってきたわけですがけれども、昨年度からは応募予定者に対して、より業務を理解していただくための方策といたしまして、応募予定者の希望があれば現場において個別に説明会・見学会をさせていただくということをやっており、今後も引き続き取り組んでいきたいということで考えておるところでございます。

引き続き、要項について担当のほうから説明させていただきます。

○中嶋係長 では、続きましてお手元の実施要項（案）に則しまして御説明を差し上げます。

まずは、2ページをごらんください。こちらで、今、概要説明した内容の「1.1.4 警備業務の内容」について（2）から（7）について、6つの担当により業務が構成されております。

また、その上段になります「（1）警備業務共通事項」におきましては、②の中においてVIP。こちらは日本国に修好されます国賓・公賓等の賓客等、空港利用がある場合の特別警備を必要とする場合。また、この羽田空港の警備を根幹となす警備システム。こちらのふぐあい。それから、維持工事等が発生する場合の代替的な監視を必要とする場合。その場合は、警備強化に伴う増員配置を行うことを求めています。

具体的な配置箇所・人数については、続きまして3ページをごらんください。この中でお伝えする内容としまして、一番下段「警備強化に伴う増員」についてでございます。こちらは追加的な増員となりますが、過去の平均の実績に基づきまして延べ時間を記載させていただいております。

続きまして、6ページをごらんください。確保すべきサービスの質・水準の設定について設定させていただきました。

本業務において達成すべき質についてですが、基本方針としましては「警備業務を通じて、空港の保安の確保に努め円滑な空港運用を可能とすること」としております。

具体的な指標としましては、信頼性の確保の観点から「① 本業務の不備に起因して、警備システム監視及び巡回警備による警戒・監視業務が停止しないこと」と設定しております。具体的な水準としましては、稼働できなかった時間の発生をゼロ件とする目標値を定めております。

もう一つの信頼性の確保の観点から「② 業務中の過失による人身事故及び物損事故を

起こさないこと」。こちらについても、発生件数をゼロ件とする目標値を設定しております。

そして、もう一つの要求事項のテーマとしましては事案発生時の措置で、事案といいますと、ここで想定するのは制限区域、また、重要施設である庁舎内に侵入した不審者及び進入車両に対して適切な警備措置を行うこととしております。具体的な水準としましては、適切な措置ができない件数をゼロ件とする目標値を定めております。

続いて「(2) 警備業務において確保すべき水準」については、その下に記載しております。こちらの内容は各業務、2ページの「1.1.4 警備業務の内容」に示した内容を適切に履行することと設定させていただきました。

続きまして、9ページをごらんください。入札参加資格についての御説明を申し上げます。

こちらは冒頭で参加資格の概要についてお話を申し上げましたが、この業務において特別的に設定しているものとしましては3.7の項目で、警備業法に定める各都道府県公安委員会の認定を受けた者であることとしております。

また、次の10ページの3.8で、過去において施設警備業務の請負実績があることと設定しております。この特別的な要件につきましては、現行の業務契約においても定めている資格要件でございます。

続きまして、11ページをごらんください。本業務においては総合評価方式といたします。総合評価方式について、落札者を決定するための評価としまして、11ページの下段の5.1に記載しております。提出された技術提案書の内容について、必須項目審査を設定するとともに、受注者からの創意工夫が発揮され、サービスの質の向上が期待されるべく、加算点項目についても審査を行うものといたします。

その内容については、別表の評価表にまとめております。41ページをごらんください。

「I. 必須項目」でございます。業務に対する認識、それから、警備業務管理体制。2つの項目について、必須項目として定めさせていただきました。

具体的には、業務に対する認識は、仕様書の内容が十分に理解されているものか。また、業務の管理体制については、勤務の交代に係る手順、業務の指示、それから、業務の継続フローについて明確に定められており、緊急時の体制、責任の所在が確立されているものと設定しております。

続きまして「II. 加算点項目」について、6点挙げさせていただきました。実施方法についての提案、研修・訓練体制についての提案、警備員の配置の継続性について、緊急時及び非常時対応の警備員の確保、業務実績、最後に品質管理マネジメントシステムの取り組み状況についてです。

以上6項目のうち、上の2項目については提案型としておりますので、評定のウエートを重きを置きまして採点をしたいと考えております。

続きまして、次の42ページをごらんください。情報の開示資料です。従来の業務実施状

況について御説明を差し上げます。

1. で、経費についてでございます。こちらの経費については全て委託費となっており、過去3カ年において増加しておりますが、その要因としましては下の（注意事項）に記載しましたとおり、平成26年度においては6ポスト増強しております。加えて、平成27年度においては7ポスト増強しており、さらに加えて車両1台を増加しております。

次に、2. の人員についてでございます。こちら3カ年、段階的に人員が、民間の常勤職員がふえている傾向が見えます。その要因につきましては、さきの経費で御説明を差し上げましたとおり、仕様書に求めるポストの増に基づくものと私どもは分析しております。

参考としまして、人員の表の中の再下段、追加的な警備強化に伴う増員についてで、こちらは延べ時間で記載させていただきました。VIP等の特別警備に要した時間、平成25年度、平成26年度。それから、警備システムのふぐあい及びその維持工事にかかる時間を記載しております。

43ページをごらんください。3. の施設・設備についてです。施設については、発注者のほうから貸与する常駐待機場所を使用しております。民間事業者が用意した備品については、次の44ページ、別添2にまとめております。

続いて「4. 従来の実施における目的の達成」についてです。こちらは過去3カ年をそれぞれの要件においてまとめさせていただきました。

真ん中の項目でございますが、業務の不備に起因した当該施設・空港制限区域内での人身事故・物損事故の発生件数は、平成25年度においては5件を計上しております。この内訳につきましては、ゲートの門扉の誤動作によりまして入退場をする車に対して接触事故を起こした件数が3件。また、巡回車両運転中に他の車両もしくはガードレール等に接触した事故が2件でございます。

同じく平成25年度で、不審者・不審車両に対して適切な警備措置ができなかった件数が1件でございます。こちらは業務をしているゲートから不審者が立ち入ったものの、適切な措置・連絡・追跡ができなかった件数を計上しております。なお、この案件につきましては、事態を重く見まして、業務改善指示を当局から出してしております。

次に、平成26年度でございます。業務の不備に起因した当該施設・空港制限区域内での人身事故・物損事故の発生件数は2件でございます。こちらについては、巡回車両が他の車両またはほかの空港施設に損傷を与えた事故を計上しております。

5. で、実施方法等については記載したとおりでございますので、あえて説明は省略させていただきます。

実施要項の御説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

落札者の経緯について教えていただきたいのですが、全般的に応札者も常にずっと複数  
を維持されていますが、このところで応札者の数も3者から2者になって、数年前は5  
者いたわけですね。少し漸減傾向にある。あと1者減ると1者入札になってしまうとい  
うことで、落札率も上がっているという傾向があって、あと、平成26年度からそれまでに名  
前がなかった首都圏ビルサービス協同組合という事業者が出てきて、これはこの事業者が  
落札をしているということなのですか。

○酒井課長 そうです。

○井熊副主査 この辺の入札状況の経緯とか、それから、この協同組合とはどういう事業  
者なのかを教えていただけないでしょうか。

○酒井課長 入札の経緯については、ここに書いてある以上のことを私どもとしてさらに  
入手しているかといいますと、特段、5者から2者になったとか、3者から2者になった  
というところの原因までは十分理解はしておりません。

それで、この首都圏ビルサービス協同組合とは何かということなのですけれども、手元  
に資料がないので詳細に説明できませんが、経産省の法律に基づく特別な組織であったか  
と思います。

この者は、警備会社は何社か集まった団体がこの首都圏ビルサービス協同組合を構成さ  
れている。それで、この構成されている主要な方に、実は平成22年の羽田空港の警備を受  
けていた者が入っており、新しい会社ではありましたが、そういう経験もしっかり  
あるということで、我々としては適正に業務を実施できるであろうと判断して、契約をさ  
せていただいたということでございます。

○石堂主査 よろしいですか。

○井熊副主査 ということは、この協同組合というものは複数の民間企業の集まりである  
ということですね。

○酒井課長 はい。

○井熊副主査 ですから、この組合というものが独自の事業者を雇っているのではなく、  
実際には組合の名のもとに民間企業が参加していて、その民間企業が事業を行っている。  
そういう意味になるのですか。

○酒井課長 実際には、今回のこのケースで言いますと、何社が入っているか、ここで把  
握していませんが、その中の実際にはA社という者が全ての業務を羽田で今回はやってい  
ます。

○石堂主査 よろしいですか。

○井熊副主査 それは再委託に当たらないのですか。

○酒井課長 再委託といいますか、法律では、この者が請け負っているという整理になる  
のでしょうか。

○石堂主査 今回の協同組合の話は私も初めて聞いたのですけれども、16ページに再委託のことが書いてありますね。1つには、この再委託の書き方がちょっと曖昧な感じがして、聞いてみようと思っていたのですが、ここに再委託の話がありまして、実は9ページに共同企業体で参加する場合のことが書いてあるのです。そして、それに関して警察庁から出ている平成15年の通達のことを書いてありまして、これはインターネットから引き出して読んでみたのですけれども、結構厳しいことが書いてありました。数社が共同で入っている場合にも、この事業の性格からいって、区域を分けて1社ごとが責任を持つぐらいのことしか認めないというふうに一読した限りでは思ったのですが、そうすると、今の協同組合での参加というものは、この共同体の参加とは違うのですよ。

もう一つ、委託というものが、この警察庁の通達をいわばすり抜ける手段として使えてしまうのではないかという気がしたのですけれども、A社がとった形になって、例えばそのうち半分をB社にいわば下請という形で出したときに、本当はA社、B社が共同で入札しようとする非常に警察庁の通達がまた面倒くさいから1社が受けたことにして、そのうち半分はおまえにやるからとやればそこですり抜けてしまうような感じがあります。どうもそこら辺の関係が、すっきりしているのかもしれないけれども、私が見た限りでは何かはっきりしないなという感じがありました。

それで、今、協同組合の話が出ましたから、協同組合が落札者となって、その協同組合の中に参加している一企業が、一会社が実際は業務をやるのだというのは、今の共同体参加とか、あるいは再委託ということから言ったら、それぞれがどんな位置づけになるのかなというのがちょっとわかりづらいなと思います。

もう一つ、16ページの「8.5.8 再委託の取扱い」のところが、これは(1)で、全部を一括して再委託してはだめだ。これはわかりやすい規制だと思うのですけれども、それ以上には、5割以上はだめとか、何も無いのですよ。一括して全部出さなければいいということであれば、9割だっていいのですね。

それで、この(2)のところ、原則としてあらかじめ技術提案書において、という表現が2行目に出てくるのですが、その次の(3)のところには、受注者は、本契約締結後やむを得ない事情により委託する場合と出てくるのです。そうすると(2)は、あらかじめ委託したいときにはこの手続を踏みなさいと。その手続を踏まずに契約したけれども、後で再委託したくなったら(3)によりなさいというふうを読むのですか。ここも読んでいくと、どうもはっきりしないなと思った点です。

とりあえず、先ほど言いましたグループ参加と再委託と協同組合参加というものはすっきり並び立つものかどうかというのが1つと、再委託の仕方に事前と事後があるのだけれども、それは私の読み方が違うのか。そこをお答えいただければありがたいと思います。

○中嶋係長 まず、契約条件の推移で、平成26年度、平成27年度、この協同組合というグループが受注しているわけなのですが、この協同組合というグループで警備業法の認定を

受けております。ですので、警察庁のお墨つきはこのグループでいただいているところです。ですので、これが9ページに書いたジョイントベンチャー、JV体制なのかといいますと、そこはしっかりと確認をさせてもらいたいと思います。

それで、決して今、平成26年度、平成27年度でやっている業者については、再委託の行為はありません。

○井熊副主査 なぜ、再委託ではないと言えるのですか。

○酒井課長 井熊副主査がおっしゃるのは、ビルサービス協同組合というところが受けていて、実際は1者ですけれども、その構成員がやっているから、それは委託ではないかという意味ですか。

○井熊副主査 委託ではないですか。その組合とその企業の間にか契約関係があるのではないですか。そうしたら、再委託になるのではないのでしょうか。

それで、もともと私の理解では、再委託というものは公共工事などでいわゆる名義貸しみたいなのといいますか、中抜き会社をやめさせるために再委託というものは禁止されてきたわけですから、そういった意味においてはそれに類似している行為に見えるのです。

○酒井課長 そこは確認させていただきますが、我々が認識しているのは、首都圏ビルサービス協同組合というものも一つの警備業法の手続を経た組織ですし、実際にやっている構成員であるA社というものも警備業法を持っているのです。

○石堂主査 といいますか、警察庁の通達を見ていきますと、要するに多分、これは業務の性格からだと思うのですけれども、指導監督ということを非常に強く言っていて、その資格を持っているところが自分のところの従業員に対してきちんとした指導監督を行いながら業務運営をやりなさいということが肝だと思うのです。そうしますと、協同組合もその資格を持っているかもしれませんが、それは協同組合が協同組合員を使って仕事をすることではないと警察庁の通達に合わないと思うのです。それが傘下の会社も資格を持っているのだといっても、その傘下の会社はその資格でもってとったのだったら、会社の社長の命令で、指導監督でやればよいということになるかもしれませんが、協同組合として業法の資格を持っていて、そこがとったのだというのでしたら、協同組合の従業員しか使えないのではないかという気がどうしてもするのですよ。

○酒井課長 法律を確認させていただきます。

○石堂主査 ちょっと整理していただけますか。

○井熊副主査 済みません。この事業は現在、非常に立派にやられていて、それをさらに総合評価にして、複数年化して何かをやっていくときに、何を改善していくのかというときに、やはり協同組合という名のもとに、逆に言えばここで再委託的なことが全部認められていけば、そこにどんどん企業が集まっていってしまうと競争性が減じられてしまう可能性がありますね。ですから、そういうことの一因にならないようにきちんとした解釈をしておいたほうがいいのではないかなと思うのです。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

どうぞ。

○若林専門委員 今、触れられたところなのですけれども、総合評価に変えられた理由というのがいま一つよくわからなかったのですが、といいますのは、従来の目的達成の中の、平成25年度の5件はいろいろ技術的な問題があったのですけれども、前回、平成27年度などは全てゼロということで、ある程度、質も保たれているのかなという印象がありまして、それにもかかわらず総合評価にして、さらなる技術というのですか。質を確保しようとされるというのは、何か必要性があったのかなというところを確認させていただきたいのです。

○酒井課長 まず、平成27年度はゼロ件となっていますけれども、これは現時点までのデータになっています。

それで、何で今回こういったシステムでやったほうがいいかということになるわけですが、2020年のオリンピック・パラリンピックということでたくさんの方々が、あるいは訪日外客でたくさんの方々が来るという状況にあります。一方で、ある組織から日本がテロの対象国として名指しを受けるような不安全な情報が流されているということもあると、やはり警備というものの質をしっかりと高めていかなければならない。

現状、これは一般論ですけれども、警備会社の質が高いかということについて言いますと、日本の場合、治安が比較的良いので、特に不法侵入があつて、すぐ追いかけるとか、そういう事案が少ないものですから、その質というものが余り十分見えてこないわけですが、今後そういうことも十分想定して、あつた場合に速やかに対応していただけるようなしっかりした警備員の、質の高い人を育成していただいて、羽田空港という、日本の全航空旅客の6割以上を扱う空港ですので、その警備をしっかりとしていかなければならないだろうということで、今回、この中で総合評価というものをやらせていただきたいということで考えております。

○若林専門委員 そうしますと、技術要件であるとか、過去の経験の要件であるとか、それだけでは必ずしも十分ではないということなわけですね。

○酒井課長 したがって、提案のところで警備の実施方法であるとか、あるいは教育訓練についての提案、警備員の質を上げていただくためにどんな工夫をされるのかという提案を我々としてはいただきたいということで設定をさせていただいております。

○若林専門委員 済みません。あと、人員のところで延べ人数が書いてありましたけれども、これは大体フラットに必要とされているVIP対応とか、特別なものというのとは。

○酒井課長 追加のものですか。

○若林専門委員 そうです。

○酒井課長 追加のものは、その時々で当然変わるわけですが、例えばアメリカの大統領が来られるであるとか、ロシアの大統領が来られるとなると、それが年間によって多少変動があるので、変わってしまいます。

また、その下に書いてあります警備システム工事というものについても、センサーなど

の更新がある場合には、どうしてもセンサーを停止させてしまいますので、その区間についての警備が手薄になるということで、人を実際に配置して立哨警備をすることになることから、それで平成25年度が一遍に高くなっていました。

その時々事情に応じて急に上がったり下がったり、変動がそういう意味では平成25年度と平成26年度は大きいものと少ないものになってしまったということです。

○若林専門委員 結構振り幅があるのであれば、何かこの時期にこのぐらい必要であったとか、そういうものがわかると多分、コスト計算とかがしやすいのかなと思ったのです。

○酒井課長 コスト計算は平均にしてしまっているのです。

○若林専門委員 コストとといいますか、平均とといいますか、ですから、見込みでその人員を確保できるかを事前に考えられるかということがわかりやすいかなと思ったのです。

○中嶋係長 こちらでお示したのは追加の増員の、これは延べ時間で示しましたので、実際、その時々で何人必要なのかというのはちょっとわかりづらいので、こちらの注意事項でしっかりと工夫した記載をしたいと思います。

平成25年度についてなのですが、最大時なのですが、2人の警備員が205日間継続で配置されています。それは最大幅と見てよろしいかと思います。平成26年度は、最大時は3人の警備員が20日間の継続配置がされています。それが一つの指標となるかと思いますが、それは注意事項で工夫したいと思います。

○石堂主査 よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○石堂主査 私から、細かいことですが、やはり今も複数応札は一応確保されていますが、よりたくさん、ほかの業者も入ってきてもらいたいということだろうと思いますので、ちょっと気になったのが、5ページに「1.1.9 一般指示事項」というものがあるのですけれども、これの(1)で「受注者は」となっていて、最後の2行のところに「技術面の知識付与については、定期的なすべての配置警備員に対して教育訓練を実施し」というふうに書いてあるのです。これが、新規に入ろうと思う人がどのくらいの業務負荷になるかというのは非常にとりようによってわかりづらいといえますか、何をやればいいのかというところがあるような気がするのです。

定期的な教育訓練をとといいますと、いわば、これは知識について全員に周知を図れという書き方ですと非常に簡単そうに見えますが、定期的な教育訓練せよといえますと、どの程度のことをやればいいのか、どのくらいのコストと時間がかかるものですかというのがわかるのか、わからないのか、私は素人であれですけれども、もうちょっと、どの程度のものかわかるように書いていただくほうがいいのではないかなと。

○酒井課長 43ページ目の下に、空港警備に係る技術面の知識付与というものが3カ月ごととしか書いていなくて、時間が書いていないのですけれども、そういったところも少し補足をさせていただきたいと思います。

我々とする、先ほども申し上げましたように、やはり警備の質をどうしても高めたい。

何かあったときにしっかり対応していただくことが非常に大事なことになりますので、今の警備で満足しているわけではなくて、そういう意識を持ってやっていただける者にしっかり応募していただき、やっていただければという思いで考えております。

なお、これは私どもの所管ではないのですが、警備業法上も警備員に対しては定期的に訓練をする、教育をするというのは別途、あることにはなっております。

○石堂主査 それから、制限区域ということは非常に大事な警備だということではあるのですけれども、9ページの参加資格のところ、等級をAとBに限定していますね。これはやはりCまで広げるというのはリスクがあるから、それは考えないのだということなのですか。

○酒井課長 一般的には契約額で、契約額が大きいほどAになってくるので、このぐらいの規模をやろうと思うとAぐらいになるだろう。それをBまで拡大しているということで、一般的には2ランクぐらいの表示が一般的です。

それで、支出負担行為担当官の判断によって3つにしたり、Dまで全部広げる場合もありますが、最初に公告するときには標準的なルールにのっとってやるのが一般的になっております。

○石堂主査 あと、16ページの引き継ぎのところなのですけれども、これも十分な期間を確保してやれということで、きちんと書かれてはいるのですが、最近の傾向と言ったらちょっと無責任ですけれども、発注側が十分な引き継ぎが行われることを担保するといえますか、いわば新しく受ける側が不満はないですかと。要するに、前の業者から引き継ぎが来るわけですが、それでまだ自分が不十分だと考えているかどうかを、要するに十分な引き継ぎが行われるように、発注者の側がしっかり見るということで、それを書き込んでいただいたほうがいいかなと思います。

○酒井課長 わかりました。

○石堂主査 あと、何かございますか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 幾つか修正事項等がありましたので、それらを先生方に確認した後にパブリックコメントの手続に入るという方向でよろしいでしょうか。

○石堂主査 はい。私も、先ほどの協同参加のあたりで、これはそう間違ったことが行われるとも思わないので、調べればすっきり回答できるというふうに考えてよろしいですね。

○酒井課長 法律に基づいている組合ですので、多分、それは大丈夫だと思います。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、国土交通省におきまして引き続き、きょうの意見等を踏まえて御検討いただきまして、事務局を通じて各委員が確認した後に、意見募集を行うということでいきたいと思っております。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

では、本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)